

「子育て応援定期積金」(夢すくすく) 規定



1. 預 入 れ

- (1) ご契約時点で18歳以下のお子さまがおられ、親権者としてお子さまの定期積金をご契約される個人のお客さまに限りです。
- (2) 払込は毎月とし、普通預金口座からの自動振替、A T M、店頭のいずれかの方法とします。
- (3) この定期積金の1回の払込金額は、5千円以上5万円以内とします。但し、同一名義で2口以上ご契約される場合は、1回の掛込金額の合計は5万円が上限となります。なお、払込単位は1千円単位となります。
- (4) 複数の店舗でのご契約はできません。

2. 適用利率

- (1) この定期積金に適用する利率は、ご契約時のスーパー積金の店頭表示金利に0.40%上乗せした年利回りを満期日まで適用します。
- (2) この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

3. 中途解約時の取扱い

当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、この定期積金とともに支払います。

ただし、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率を適用します。なお、中途解約利率については金融情勢に応じて変更することがあります。

〈中途解約利率〉

初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ……………「解約日における普通預金利率」

初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合……………「約定利率×60% (小数点第4位以下は切捨て。)」

4. 利 息(給 付 補 填 金)

- (1) 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算し、満期日以後に一括して支払います。
- (2) お客さまの申し出によって当金庫がやむを得ないと認めてこの定期積金を満期日前に解約する場合、第3条の中途解約利率によって計算し、この定期積金とともに支払います。

5. マル優

マル優の適用対象とすることはできません。

本規定に定めのない事項については、「定期積金規定」および「総合口座取引追加規定」により取扱いします。

以 上

(2025. 4. 1 現在)